

小 動 物 獣 医 療 を め ぐ る 情 勢

平成17年1月

農林水産省 消費・安全局 衛生管理課

目 次

1. 獣医師の就業状況等

(1) 活動分野別獣医師数の推移	1
(2) 獣医関係大学卒業者の就職状況	2
(3) 開設主体別飼育動物診療施設数の推移	3

2. 小動物の飼育動向等

(1) 犬及び猫の飼育数の推移	4
(2) 小動物の疾病等に関する情報疾病	5

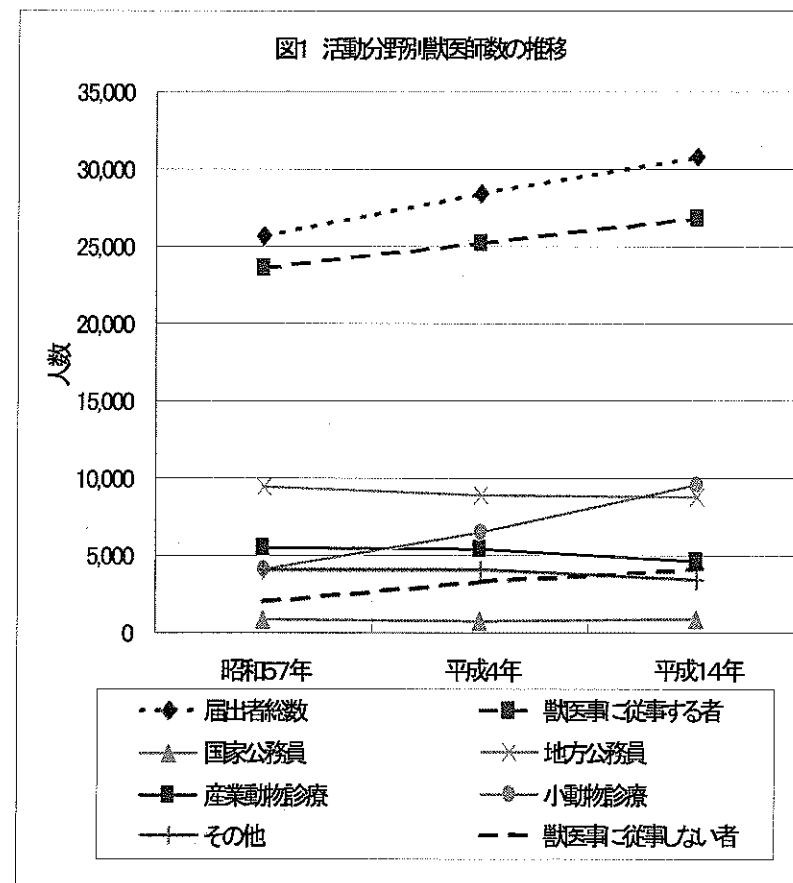
3. 小動物臨床獣医師に関する主な制度

(1) 獣医師法について	
(2) 獣医療法について	
(3) 狂犬病予防法について	
(4) 家畜伝染病予防法について	
(5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律について	

1. 獣医師の就業状況等

(1) 活動分野別獣医師数の推移〔図1、資料6－(1)〕

- ① 獣医師の届出者数は、平成14年末で30,723名。
届出者のうち、獣医事従事者数は、26,730名(87%)。
- ② 獣医事従事者のうち、小動物診療に従事するものは、
9,476名となっており、近年大幅に増加。
(昭和57年4,004名、平成4年6,355名)
- ③ そのほかの内訳は、国家公務員739名、地方公務員
8,633名、産業動物診療従事者4,590名、その他
3,262名となっており、近年はやや減少傾向にある。



* 獣医師法第22条に基づく届出

(2) 獣医関係大学卒業者の就職状況 [表1. 資料6-(2)]

- ① 獣医関係大学の卒業生数は、近年、1,000名余で推移。
- ② 個人診療施設への就職者数(自ら開業した者を含む)は、近年500名程度で推移。そのほとんどは、小動物等診療分野。
- ③ 公務員(国・都道府県・市町村)として就職する者は、平成14年度では200名に達したものの、概ね170名程度で推移。
- ④ 農業団体への就職者数は概ね40名程度で、そのうち共済組合に就職する者が8割超。
- ⑤ 会社に就職する者は概ね70名程度で、そのうち製薬関係に就職する者が5割程度。

表1. 獣医関係大学卒業者の就職状況

単位:人

	12年度	13年度	14年度	15年度
公務員	169	178	200	171
国	15	18	20	18
都道府県	127	113	144	124
市町村	27	47	36	29
独立行政法人	6	2	0	4
農業団体	44	40	32	46
共済組合	38	33	28	39
その他	6	7	4	7
会 社	65	80	76	70
製薬関係	33	38	43	34
乳業関係	1	1	2	1
食肉関係	1	2	5	1
飼料関係	8	1	5	4
実験動物関係	1	3	3	5
その他	21	35	18	25
個人診療施設	415	533	496	511
産業動物	6	9	8	10
小動物等	409	524	488	501
その他	199	188	215	179
進学	88	83	87	90
競馬団体	5	5	9	7
その他	106	100	119	82
未定・不明	122	66	45	84
合 計	1,020	1,087	1,064	1,065

*消費・安全局衛生管理課(畜産局衛生課)調べ

(3)開設主体別飼育動物診療施設数の推移〔表2. 資料6－(5)〕

表2. 飼育動物診療施設数の推移

- ① 飼育動物診療施設届出数は、徐々に増加しており、平成15年末で13,151カ所。
- ② 小動物を診療対象とする施設は、
- ・ 平成15年12月現在、9,043施設(うち43施設については、国及び都道府県の小動物診療施設)となっており、近年増加傾向。
 - ・ 東京(1,242)、神奈川(798)、大阪(589)等人口の多い地域に多く、関東及び近畿地方で約半数を占める。
- ③ 産業動物を診療対象とする施設は、平成15年では3,820カ所(29.0%)となっており、近年減少傾向。

	平成4年	平成10年	平成12年	平成14年	平成15年	
						シェア
国	17	12	10	12	12	(0.1%)
都道府県	206	305	310	316	319	(2.4%)
産業動物	4,334	4,128	4,079	3,935	3,820	(29.0%)
市町村	196	171	171	163	105	(0.8%)
農協	459	335	311	284	267	(2.0%)
共済	510	439	423	410	403	(3.1%)
会社・その他	679	665	676	685	675	(5.1%)
個人開業	2,490	2,518	2,498	2,393	2,370	(18.%)
小動物	6,539	7,717	8,143	8,677	9,000	(68.4%)
会社・その他	350	1,171	1,396	1,679	1,907	(14.5%)
個人開業	6,189	6,546	6,747	6,998	7,093	(53.9%)
合計	11,096	12,162	12,542	12,940	13,151	

*獣医療法第3条の届出

2. 小動物の飼育動向等

(1) 犬及び猫の飼育頭数の推移〔表3〕

- ① 平成6年以降、比較的安定しており、平成15年の飼育頭数は犬が1,113万頭、猫は808万頭と推計されている。
- ② 獣医師1人当りの犬・猫飼育頭数は、小動物診療獣医師数の増加に伴い、減少傾向にある。

表3. 犬及び猫の飼育頭数の推移

		4年	6年	8年	10年	12年	14年	15年
飼育頭数	犬 (百万頭)	8.9	9.1	10.0	9.9	10.1	9.5	11.1
	猫 (百万頭)	4.8	7.2	7.9	7.5	7.7	7.1	8.1
	合計 (百万頭)	13.7	16.2	17.9	17.4	17.8	16.6	19.2
小動物診療 獣医師数 (人)		6,355	6,944	7,617	8,369	9,119	9,476	—
獣医師1人当り 飼育頭数 (頭/人)		2,152	2,339	2,346	2,075	1,949	1,756	—

*獣医師法第22条の届出、飼育頭数はペットフード工業会調べ(平成4年はマスターフーズ調べ)

(2) 小動物の疾病等に関する情報 [表4, 5, 7 資料6-(6)]
(小動物疾病発生状況実態調査(平成10～14年度))

① 受診動物数[表4. 資料6-(6)-①]

受診動物の約70%が犬で、約26%が猫であり、それに鳥類(0.7%)、兎(0.7%)、ハムスター(0.6%)、フェレット(0.2%)、モルモット(0.04%)が続き、その他の動物が1,264例受診した。

犬及び猫あわせると95%以上を占め、獣医師が診療する大半が犬及び猫であった。

② 受診目的[表5、資料(6)-②]

受診目的の約55%がなんらかの症状を有し、その治療を目的に来院しているが、犬ではワクチン接種及びフィラリア予防、猫ではワクチン接種及び避妊・去勢処置も受診の主要な目的であった。

表4. 受診動物数(平成10～14年度)

受診動物	件数	(%)
犬	128,078	(71.0)
猫	47,083	(26.1)
鳥類	1,264	(0.7)
兎	1,220	(0.7)
ハムスター	1,047	(0.6)
フェレット	325	(0.2)
モルモット	76	(0.0)
その他	1,264	(0.7)
合計	180,357	(100)

表5. 受診目的

	受診件数	主要症状	ワクチン接種	フィラリア予防	去勢処置
全体	12,483	6,848 (54.9%)	3,342 (26.8%)	2,100 (16.8%)	551 (4.4%)
犬	8,927	4,437 (49.7%)	2,633 (29.5%)	2,089 (23.4%)	176 (2.0%)
猫	3,252	2,154 (66.2%)	666 (20.5%)	7 (0.2%)	372 (11.4%)

③疾病発生傾向 [表6. 資料6-(6)-③]

- ・疾病の発生傾向に年次的な変化は見られなかった。
- ・犬では皮膚病、感覚器病(眼疾患、耳病)、消化器病が多く、原虫・寄生虫病は加齢と共に減少傾向が見られ、逆に循環器病は加齢と共に増加傾向が見られた。
- ・猫では消化器病、泌尿器病、ウイルス病が多く、消化器病及び泌尿器病は加齢と共に増加傾向が認められた。また、犬と比べて、ウイルス病及び外傷等が多かった。

表6. 平成10-14年度 疾病発生傾向

	犬		猫	
総計	64,073	(100)	31,560	(100)
循環器病	3,005	(4.7)	171	(0.5)
血液及び 造血器病	327	(0.5)	254	(0.8)
呼吸器病	2,290	(3.6)	2,207	(7.0)
消化器病	11,215	(17.5)	5,208	(16.5)
泌尿器病	2,600	(4.1)	4,021	(12.7)
生殖器病	1,337	(2.1)	141	(0.4)
泌乳器病	1,129	(1.8)	208	(0.7)
妊娠・分娩器及 び産後の疾患	418	(0.7)	116	(0.4)
新生児異常	39	(0.1)	30	(0.1)
神経系病	1,552	(2.4)	213	(0.7)
感覚器 (目、耳病)	10,782	(16.8)	2,215	(7.0)
内分泌及び 代謝疾患	719	(1.1)	266	(0.8)
運動器病	3,228	(5.0)	905	(2.9)
皮膚病	11,848	(18.5)	2,249	(7.1)
中毒	359	(0.6)	128	(0.4)
ウイルス病	796	(1.2)	3,634	(11.5)
細菌・真菌病	614	(1.0)	187	(0.6)
原虫・寄生虫病	7,004	(10.9)	3,606	(11.4)
外傷・不慮	4,560	(7.1)	5,624	(17.8)
その他	251	(0.4)	177	(0.6)

* 小動物等生産 獣医事対策事業(H10～14年度)報告書をもとに衛生管理課で作成。

3. 小動物臨床獣医師に関する主な制度

(1) 獣医師法について〔資料6-(7)-①〕

① 獣医師の任務

獣医師は診療及び保健衛生の指導により、動物に関する保健衛生の向上及び畜産業の発達、公衆衛生の向上に寄与するものとする。
(第1条)

② 獣医師免許

獣医師になろうとする者は、獣医師国家試験に合格し、かつ、農林水産大臣の免許を受けなければならない。(第3条)

③ 獣医師国家試験

国家試験は、飼育動物の診療上必要な獣医学並びに獣医師として必要な公衆衛生に関する知識及び技能について行う。(第10条)

④ 臨床研修

診療を業務とする獣医師は、大学の附属診療施設又は指定診療施設において、臨床研修を行うように努めるものとする。(第16条の2第1項)

⑤ 獣医師の業務

- ・獣医師以外は飼育動物の診療を業務としてはならない。(第17条)
- ・自ら診察しないで診断書の交付、特定の医薬品の投与・処方等を行ってはならない。
- ・診療及び診断書等の交付を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。(第19条)
- ・飼育者に飼育動物の保健衛生の向上のために指導をしなければならない。(第20条)

(2) 獣医療法について〔資料6-(7)-②〕

① 診療施設の開設の届出

診療施設の開設者は、開設の日から十日以内に、所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。(第3条)

② 診療施設の基準

診療施設の構造設備は、農林水産省令で定める基準に適合したものでなければならない。(第4条)

エックス線装置を備える施設の放射線障害防止(省令第7条)

③ 広告の制限

獣医師又は診療施設の業務に関しては、

1 獣医師又は診療施設の専門科名

2 獣医師の学位又は称号

を除き、その技能、療法又は経歴に関する事項を広告してはならない。

(3) 狂犬病予防法について〔資料6-(7)-③〕

① 予防注射

犬の飼育者は年1回犬に予防注射を受けさせなければならない。
(第5条)

② 届出義務

狂犬病にかかった犬等を診断、検案した獣医師は所在地を管轄する保健所長にその旨を報告しなければならない。(第8条)

③ 隔離義務

狂犬病にかかった犬等を診断した獣医師等はその犬を隔離しなければならない。(第9条)

④ 殺害禁止

隔離された犬等は狂犬病予防員の許可なしに殺してはならない。

(4) 家畜伝染病予防法について〔資料6-(7)-④〕

① 家畜伝染病及び届出伝染病

家畜伝染病として26疾病、届出伝染病として71疾病を指定。
(第2条、省令第1条)

② 届出義務

家畜伝染病の患畜、届出伝染病に係った家畜を診断した獣医師は都道府県知事に届け出なければならない。(第4、13条)

(5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律について
〔資料6-(7)-⑤〕

① 獣医師等の責務

獣医師は、感染症の予防に関し国及び地方公共団体が講ずる施策に協力するとともに、その予防に寄与するよう努めなければならない(第5条の2)

② 獣医師の届出義務

動物が以下の感染症にかかり、又はかかっている疑いがあると診断したときは、直ちに保健所長に届け出なければならない(第13条)。

一 エボラ出血熱 サル

二 マールブルグ病 サル

三 ペスト プレーリードッグ

四 重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。)イタチ、アナグマ、タヌキ及びハクビシン

五 細菌性赤痢 サル

六 ウエストナイル熱 鳥類に属する動物

七 エキノコックス症 犬